

自転車走行中に市道上で固定されていた縁石に衝突して 転倒した事故において道路の管理の瑕疵が争われた事例

— 佐倉市道自転車転倒事故損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

〔一審判決〕平成二六年一〇月二五日

千葉地方裁判所 請求一部認容

(原告被告控訴)

〔控訴審判決〕平成二七年三月一〇日

東京高等裁判所 請求一部認容(確定)

はつらり

国家賠償法二条一項の营造物の設置又は管理の瑕疵とは、营造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、瑕疵があったか否かは、当該营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである。

今回の事例紹介は、自転車で行中に市道上に固定されていた縁石に衝突して転倒し、障害を負った原告が道路管理者に対し、国家賠償法二条一

項に基づき、損害賠償を請求した事件を取り上げ、道路の通常有すべき安全性についての裁判所における判断を紹介することとする。

一 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、自転車で行中に市道上に固定されていた縁石(以下「本件縁石」という。)に衝突して転倒し、四肢麻痺等の後遺障害を負ったA、その妻である一審原告B子及びその子である一審原告Cが、市道を管理している二審被告に対し、一審被告の道路の設置又は管理に瑕疵があったとして、国家賠償法二条第一項に基づき、損害の賠償を求めたところ、訴え提起、第一審係属中にAが死亡したので、同人の地位を妻である原告B子が承継し、損害賠償金等の支払を求める事案である。

原判決は、一審原告らの請求中、一審被告に対し、一審原告B子につき、損害賠償金二、一六万円及びこれに対する事故日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、一審原告Cにつき、損害賠償金五五万円及びこれに対する事故日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度でそれぞれ認容し、一審原告らのその余の請求をいずれも棄却した。

一審原告ら及び一審被告は、原判決の各敗訴部分について、これを不服として控訴を申し立てた(なお、一審被告の控訴状の控訴の趣旨には、「原判決を取り消す。」と記載されているが、控訴理由に照らし、原判決中、一審被告の勝訴部分まで取消しを求める趣旨ではなく、一審被告の敗訴部分に限り取消しを求める趣旨と解する)。

2 争いのない事実等

(1) 当事者等

ア Aは、後記の本件事故により、四肢麻痺等の後遺障害を負い、その後、本訴訟第一審係属中に死亡した者であり、原告B子は、Aの妻であり、原告Cは、Aの二男である。

イ 本件事故現場の概略は、別図のとおりであり、被告は、本件道路と本件縁石の所有者かつ管理者である。

(2) 本件事故の発生

Aは、平成一三年一月一七日午後八時ころ、千葉県佐倉市路上において、自転車で行中、市道上に固定されていた本件縁石に衝突して転倒した。

Aは、救急車で病院に搬送され、神経原性シヨック、頸髄損傷と診断された。

(3) Aの後遺障害

病院の医師は、平成一四年三月四日、Aについて、四肢完全麻痺、神経因性膀胱、呼吸筋麻痺と診断し、身体障害者福祉法別表に掲げる障害一級に該当すると判断した。

(4) Aは、平成一六年五月一七日、転移性肺癌により死亡した。

3 争点

本件における争点は、①被告の本件道路の設置

又は管理に瑕疵があったか否か、②本件事故と死亡との間の因果関係の有無、③損害額（略）、④過失相殺の四点である。

二 主な争点と当事者の主張

1 一審原告らの控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告は、一審原告B子に対し一億一、五〇〇万円、一審原告Cに対し二〇〇万円及び各金員に対する事故日から支払済みまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。

(3) 一審被告は、一審原告らに対し、八〇〇万円及びこれに対する事故日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 一審被告の控訴の趣旨

(1) 原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 上記取消しに係る一審原告らの請求を棄却する。

3 争点に関する当事者の主張

(1) 本件道路の設置・管理の瑕疵について

《原告らの主張》

ア(ア) 本件道路は、京成佐倉駅に向かつて、若干、坂を下っていく一方通行路であり、

一方通行の進行方向から見て左側には駐車車両が多く、通常、車両は右側を走行

している。

(イ) 本件道路の右側の歩道と車道の区分として、白線があるが、不鮮明なところも多い。

(ウ) 歩道幅は、白線から約一・五mであるが、本件道路に面した商店D、商店Eの境の前に大きな電柱があり、そこでは、約一・二mとなっている。

(エ) 電柱から京成佐倉駅方面に向かつて約五〇cm先に、本件縁石が設置されていた。

イ 本件縁石付近は、歩道を照らす照明施設は何もなく夜八時ころには暗くなり、夜間に自転車で本件縁石付近を走行すると、本件縁石の存在に気がつきにくく、本件縁石に衝突する危険性は大きい。加えて、Aの進行方向からすると、坂を下っていくことになるので、速度が増して、なおさら危険な状態となる上、本件縁石手前に、歩道の約三分の一を塞ぐような形で電柱があるので、自転車を走行させていると、電柱に気がとられてしまう。

付近住民は、縁石による衝突事故を憂慮しており、本件事故発生前にも本件縁石の手前約五mくらいの商店D店前にあった同型の縁石を撤去させており、かつ、被告は、本件事故発生後の平成一三年一月下旬には、本件縁石とその先にあった縁石の二個

を撤去している。

ウ 以上からすれば、本件縁石とその道路を管理している被告は、本件縁石付近を走行する自転車が、誤って本件縁石に衝突しないように夜光塗料などで表示するか、あるいは、これを撤去するなどの安全対策を講ずるべきであったのに、何らそのような安全対策措置をとらず、危険な状態で放置し、設置管理義務を怠ったものであり、本件縁石を含む道路の設置又は管理について瑕疵があったというべきである。

《被告の主張》

ア 国家賠償法二条一項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、営造物が通常有すべき安全性を欠くか否かの判断は、当該営造物の構造、本来の用法、場所的環境及び利用状況等の諸般の事情を総合考慮して具体的、個別的に判断すべきものとされている。

イ 本件縁石は、歩車道の区別をするためという本来の用法のために本件道路に設置され、歩車道の区別のために利用されていたのであり、設置には何らの瑕疵もない。

ウ(ア) 本件縁石は、夜間でも十分な明るさの下にあり、歩行者及び前照灯を点灯し通

常の速度で走行する自転車にとって十分視認可能なものである。

(イ) 本件縁石は、本件路側帯の幅員二・二mの約一〇分の一にすぎない〇・二mを占拠する状況にあったにすぎない。

(ウ) 本件縁石と路側帯白線との間隔は、〇・七mあり、歩行者及び自転車が通行するのに十分なスペースがあった。

(エ) 自転車が道路の進行方向右側を通行することは、原則として許されていないのであり、本件縁石の手前に電柱があることにより、自転車の運転手が本件縁石に気づかないというのは、合理的な理由とはいえない。

(オ) 本件事故まで、本件縁石に衝突する事故があったという報告は全くない。

(カ) 以上のような事情を総合考慮すれば、本件縁石が残存している状況は道路が通常有すべき安全性を欠くものとはいえず、本件道路の設置又は管理に瑕疵はない。

エ また、Aは、大量に飲酒の上、相当のスピードで自転車を走行していたのであって、本件道路を管理するに当たり、Aのような極めて危険で無謀な運転をする通行者を予見し、その者の安全をも確保する措置

をとることは、道路管理者がなすべき安全性確保の範疇を超えるものであり、かかる措置をとらなかつたことにより、被告が責任を負うことはない。

(2) 因果関係について

《原告らの主張》

Aの直接死因は、肺癌であるが、本件事故による受傷及びその合併症のため、寝たきりになったのであり、免疫力、抵抗力が徐々に低下したことは明白である。仮に抵抗力が低下していなければ、直接死因である肺癌に罹患しなかつた可能性が高く、本件事故とAの死亡の間には因果関係がある。

《被告の主張》

Aの直接死因である肺癌は、本件事故前の平成一三年一月に摘出術を受けた直腸癌からの転移であり、本件事故と死亡との間に因果関係はない。

(3) 過失相殺について

《被告の主張》

Aは大量飲酒の上、相当のスピードで自転車の走行をしていたのであるから、本件事故発生についてはもちろんのこと、発生した結果拡大についても相当の過失がある。

《原告らの主張》

Aは、本件事故当日、缶ビールをコップに一杯弱ほど飲んだだけであって、本件事故当時、正常

に自転車の操作運行をしていたのであり、Aに過失はない。

三 主な争点に対する裁判所の判断

主 文

■一審被告の控訴に基づき、原判決中、一審被告と一審原告B子に関する部分を、次のとおり変更する。

(1) 一審被告は、一審原告B子に対し、一、八七二万円及びこれに対する事故日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

(2) 一審原告B子その他の余の請求を棄却する。■一審原告らの控訴、一審被告の一審原告Cに対する控訴をいずれも棄却する。

四 判断の理由

1 本件道路の設置・管理の瑕疵について

(1) 証拠等によれば、以下の各事実が認められる。

ア 本件事故現場は、新町方面（南側）から京成佐倉駅方面（北側）に向かい、一方通行の規制があり、長い下り坂になった幅員

一・二mの直線の市道上である。本件道路は、本件事故現場付近では、西側部分には歩道が設けられ、車道の幅員は約五・八五mで、その東側部分には幅約二・二mの路側帯部

分が設けられており、道路の西側半分には、駐車車両が多い。

イ 本件縁石は、上記路側帯部分に存するが、従前、本件道路の東側の歩車道の境界として設置されたものであり、その後、他の縁石は、荷物の搬入出の邪魔になるなどの要望に応じ、ほとんどが撤去されたため、本件事故当時、本件縁石及びその北側約5m先にある別の縁石の二つのみが残されていた。本件縁石付近には、街路灯等の照明設備は設けられていなかった。

ウ 本件縁石の形状片幅約一九cm、長さ約六〇cm、高さ約一〇数cmで、新町方面から進行すると、その手前（南側一・四七mの地点で、本件縁石より東側約〇・三六mの位置）に、電柱が設置されていた。

エ Aは、新町方面から京成佐倉駅方面に向かい、本件道路の東側路側帯を自転車で行中、本件縁石に気づかず、これに自転車を衝突させてしまい、その衝撃で身体を一回転させて別の縁石の先付近に頭から落下した。

オ 本件事故後、被告は、本件縁石を含め二つの縁石を撤去した。

(2) ア 上記認定事実からすれば、自転車運転者が、本件道路東側を新町方面（南側）から

京成佐倉駅方面（北側）に向かって走行する場合、道路西側の駐車車両を避けて東側を走行してくる自転車運転者にとっては、本件道路が長い下り坂になっており、前記電柱を避けて本件事故現場付近の路側帯を通る必要があるところ、そのすぐ先に本件縁石が存在していたことは、それまで何ら走行に支障のなかった道路上に、突如として危険な障害物が出現するという状況であることが認められ、加えて、本件事故以前にもたびたび縁石に衝突して怪我をした例があり、被告は、本件事故後に、本件縁石を撤去していることをも考慮すると、本件道路は、営造物が通常有すべき安全性を欠いていたといえるべきである。

イ 他方、Aが路側帯部分を通行したこと自体は問題がなく（道路交通法十七条の二参照）、また、Aが大量の飲酒などにより、通常全く予想することができないような危険な運転行為を行い、これが原因で本件事故を惹起したと認めるに足りる証拠はない。

ウ そうすると、被告の本件道路の設置又は管理には瑕疵があったと認めるのが相当である。

2 因果関係について

(1) Aの直接死因が転移性肺癌であること、それが本件事故前に切除術の行われた直腸がんの転移によるものであることは、いずれも当事者間に争いが無い。

(2) 証拠によれば、「直接には死因に関係しないがI欄（直接死因等）の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等」に「頸椎損傷」と記載されていることが認められる。しかしながら、これは、「直接には死因に関係しない」傷病名に過ぎず、Aの直接死因は、本件事故以前に存在した直腸がんからの転移による肺癌であって、いわゆる病死というべきものであるから本件事故とAの死亡との間に因果関係を認めることはできない。

(3) 以上からすれば、被告は、国家賠償法二条一項に基づき、Aが後遺障害を負った限度で原告らの被った損害を賠償すべき責任があり、Aの死亡についての責任まで認めることはできない。

3 過失相殺について

Aは、自転車運転中に、本件縁石に衝突し、身体が一回転する形で投げ出され、六mから七m先の路上に頭から落下し、四肢麻痺の障害を負ったものであるが、本件事故の態様及び生じた結果

並びに本件事故現場が長い下り坂になっていたことを考慮すると、Aは、かなりの高速度で自転車を走行させていたことが認められる。

そうすると、Aにおいては、本件事故の発生した時間が夜間であって、かつ、本件事故現場が長い下り坂となっているのであるから、相当な減速をした上、前方を注視して、自転車を走行させるべきであり、そのようにしていれば、本件縁石への衝突という事故自体を避けることができた可能性もあつた、ないしは、仮に事故が生じたとしても、四肢麻痺という重大な被害が発生することを避けることができたというべきである。したがって、Aには、前方を十分に注視しないまま、かなりの高速度で自転車を漫然と走行させて進行した過失があるというべきであり、加えて、本件事故当時、Aは、缶ビールを一本程度飲酒した上で、自転車を運転していたことが認められ、これがAの注意力や運転操作能力に影響を及ぼしていないとはいい切れないことなどの諸事情を考慮すると、Aの損害のみならず、同人の妻子である原告らの被った損害から、その五割を減額するのが相当である。

なお、被告は、Aは本件事故当時、大量に飲酒していたと主張するが、証拠によれば、本件事故後の入院中の精神的症状は、アルコール性せん妄によるものというよりは、むしろ、本件事故によ

って重大な後遺障害を受けたことによる精神的な症状と認められるのであって、本件事故当時、Aが大量に飲酒していたと認めるに足りる証拠はなく、この点についての被告の主張は、採用することができない。

4 結論

(1) 一審原告B子は、一審被告に対し、国家賠償法に基づき賠償金一、八七二万円及びこれに対する事故日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めらる請求権があるものというべきである。

(2) 一審原告Cは、一審被告に対し、国家賠償法に基づき賠償金五五万円及びこれに対する事故日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める請求権があるものというべきである。

五 当事者の主張における

主張に対する判断

(1) 一審被告は、本件道路は、通常有すべき安全性を欠くものではなく、本件縁石の設置・管理には何らの瑕疵もないとして、夜間も、本件縁石付近は明るさが保たれているので、本件縁石は遠方からでも十分に視認することができ、本件事故は、Aの不適切な速度と方

法により自転車運転するといふ同人の一方的過失で惹起されたものであるなどとして、原判決には事実誤認がある旨主張する。

しかしながら、原判決掲記の各証拠によれば、本件道路の設置・管理の状況、本件事故の状況については、原判決の認定した各事実を認めることができ、これによれば、Aは、平成一三年一月七日午後八時ころ、本件道路において、自転車で走行中、本件道路上に固定されていた本件縁石に衝突し、その衝撃で、身体を一回転させて、五m先にある別の縁石付近に落下したこと、本件事故現場は、Aの進行方向（北側に向かう。）に沿った一方通行の規制がある長い下り坂になった道路であり、西側には歩道が、東側には路側帯が設けられているが、本件縁石は路側帯部分に存すること、本件縁石は、従前、本件道路の東側の歩道の境界として設置されたが、その後、他の縁石は、ほとんどが撤去されたため、本件事故当時、本件縁石及びその北側約五m先にある別の縁石の二つのみが残されていたこと、本件縁石の形状は、幅約一九cm、長さ約六〇cm、高さ一〇数cmであったこと、本件縁石付近には、街路灯等の照明設備は設けられていなかったこと、本件道路を北に向かい進行すると、縁石の手前に、電柱が設置

されていたこと、本件事故後、一審被告は、本件縁石を含め二つの縁石を撤去したことが認められるのであり、以上の事実によれば、自転車運転者が、本件道路東側を北側に向かつて走行する場合、前記電柱のすぐ先に本件縁石が存在していたことは、それまで何ら走行に支障のなかった道路上に、突如として危険な障害物が出現するという状況であり、一審被告は、本件事故後に、本件縁石を撤去していることをも考慮すると、本件道路は、營造物が通常有すべき安全性を欠いていたといふべきであることは原判決認定のとおりである。

一審被告は、これに対し、夜間でも、本件縁石は遠方からでも十分に視認することができる旨主張するが、これを認めるに足りる証拠は見当たらないだけでなく、街路灯等の照明設備が設けられていなかった等の前記状況の下では、むしろ、本件縁石は、視認し難かつたものといふべきである。また、本件事故態様から見ると、Aにも、前方を十分に注視しないまま、かなりの高速度で自転車を漫然と走行させて進行した過失があると認められるものの、本件の事故が、Aの一方的な過失により生じたものとまではいふことができな

い。このほか、一審被告が事実誤認として主張する点についても、本件道路の設置・管理の状況、本件事故の状況について前記のとおり認められるのであり、原判決に一審被告の主張に係る事実誤認の違法があるとは認められない。したがって、一審被告の上記主張は採用することができない。

(2) 次に、一審被告は、本件事故の発生につき、Aは、事故当時、自転車を安全に運転することが困難なほど飲酒していたものであり、また、自転車の前照灯を点灯せずに運転していた可能性もあり、同人には、少なくとも九割の過失がある旨主張し、一方、一審原告らは、Aは、前方を注視しつつ、通常の高速度で自転車を走行させていたのであり、同人の過失は二割を超えることはない旨主張する。

しかしながら、前記(1)の事故態様によれば、Aは、かなりの高速度で自転車を走行させてきたことが認められるのであり、Aにおいて、本件事故の発生した時間が夜間であつて、かつ、本件事故現場が長い下り坂となつていたのであるから、相当な減速をした上、前方を注視して、自転車を走行させるべきであり、そのようにしていれば、本件縁石への衝突という事故自体を避けることができた、ないしは、仮に事故が生じたとしても、四肢麻痺という重大な被害が発生することを避けること

ができたというべきであり、したがって、Aには、前方を十分に注視しないまま、かなりの高速度で自転車を漫然と走行させて進行した過失があるというべきであること、加えて、本件事故当時、Aは、缶ビールを一本程度飲酒した上で、自転車を運転しており、これがAの注意力や運転操作能力に影響を及ぼしていないとは言いい切れないことなどの諸事情を考慮すると、本件事故による損害につき、Aの過失割合五割を減額するのが相当であることは原判決の認定するとおりである。これに対し、一審被告は、本件事故の発生につき、Aは、事故当時、自転車を安全に運転することが困難なほど飲酒し、また、自転車の前照灯を点灯せずに運転していた可能性がある旨主張するが、一審被告の同主張事実を的確に認めるに足りる証拠は見当たらない。一方、一審原告らは、Aは、前方を注視しつつ、通常速度で自転車を走行させていた旨主張するが、本件事故態様等によれば、前方を十分に注視しないまま、かなりの高速度で自転車を漫然と走行させて進行した過失が認められることは前記のとおりである。したがって、一審被告及び一審原告らの上記各主張はいずれも採用することができない。

(3) 一審原告らは、Aの直接の死因は転移性肺

癌であるところ、本件事故による受傷がその死因に多大なる影響を受けていたことは明らかであり、本件事故とAの死亡との間には相当因果関係がある旨主張する。しかしながら、Aの直接死因が転移性肺癌であること、それが本件事故前に切除術の行われた直腸癌の転移によるものであることは、いずれも当事者間に争いがなく、また、証拠によれば、「直接には死因に関係しないがI欄（直接死因等）の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等に「頸椎損傷」と記載されていることが認められるが、これは、「直接には死因に関係しない」傷病名に過ぎず、Aの直接死因は、本件事故以前に存在した直腸癌からの転移による肺癌であつて、いわゆる病死というべきものであるから、本件事故とAの死亡との間に因果関係を認めることはできないことは原判決が認定するとおりである。

一審原告らは、その主張の根拠として、Aは、本件事故による受傷のため抵抗力が極端に落ちてしまい、その直接死因である肺癌に罹患したものであり、本件事故により受傷していなければ、適切な時期に適切な検査を受け、これにより癌を早期発見し、必要な治療をして治癒することが十分に可能であつた旨主張する。しかしながら、本件全証拠によつ

ても、Aにつき、前記直腸癌の切除以降において肺癌が発症した時期を明らかにすることはできず、本件事故による受傷により前記直腸癌が肺癌に転移したと認めることができないこと、また、仮に本件事故による受傷がなければ可能であつた検査及び治療を行えば、Aが肺癌により死亡することはなかつたと認めることもできないことに照らすと、本件事故とAの肺癌による死亡との間に相当因果関係があると認めることは困難というほかない。

六

よつて、一審原告B子の本件請求中、被控訴人に対し、国家賠償法に基づき賠償金一、八七二万円及びこれに対する事故日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求め、その余の請求は、理由がないからこれを棄却すべきである。

また、一審原告Cの本件請求中、一審被告に対し、国家賠償法に基づき賠償金五五万円及びこれに対する事故日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める請求は、理由があるからこれを認容すべきであり、その余の請求は、理由がないからこれを棄却すべきである。

